

平成26年度青森市急病センター運営審議会資料

(1) 報告事項

平成25年度青森市急病センター事業実績等について

- ・青森市における救急医療体制の状況・・・・・・・・・・・・・・・・P1
- ・平成25年度青森市急病センターの利用状況・・・・・・・・P2
- ・平成25年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出決算・・・P8
- ・平成26年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出予算・・・P9

(2) その他

平成25年度運営審議会における意見等について

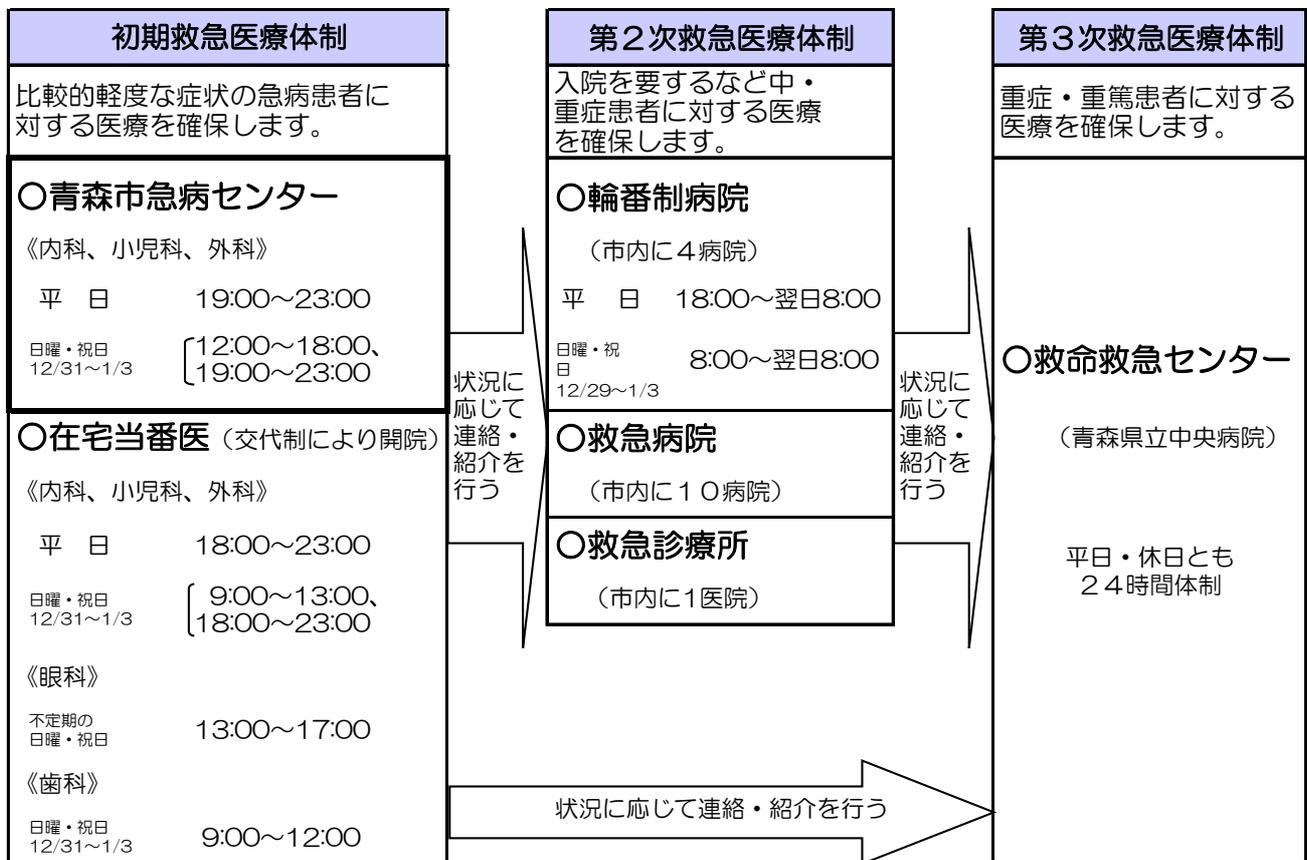
- ・青森市急病センター小児科常勤医の導入の検討について・・・・P10
- ・救急医療に関する打合せ会について・・・・・・・・P10
- ・その他・・・・・・・・P10

(参考資料)

- ・青森市急病センター条例・・・・・・・・P11
- ・青森市急病センター条例施行規則・・・・・・・・P13
- ・青森市急病センター運営審議会運営要綱・・・・・・・・P15

○ 青森市における救急医療体制の状況

■青森市の救急医療体制の中で青森市急病センターは、初期救急医療施設として初期救急医療体制の中心的役割を担っている。



※ 上記医療施設の問い合わせは消防本部 (017-722-2211) で受け付けている。

※ 浪岡地区は市立浪岡病院 (内科・外科 0172-62-3111) が救急患者を受け入れている。

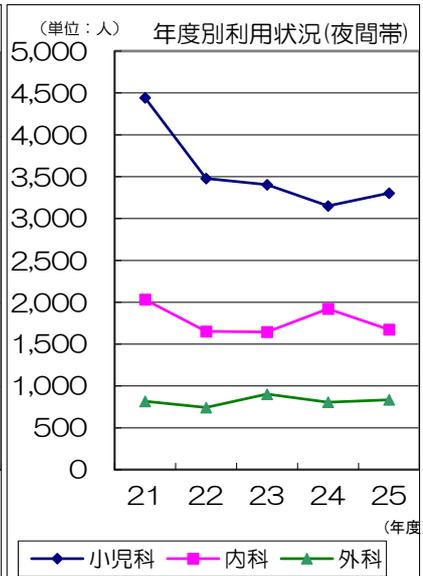
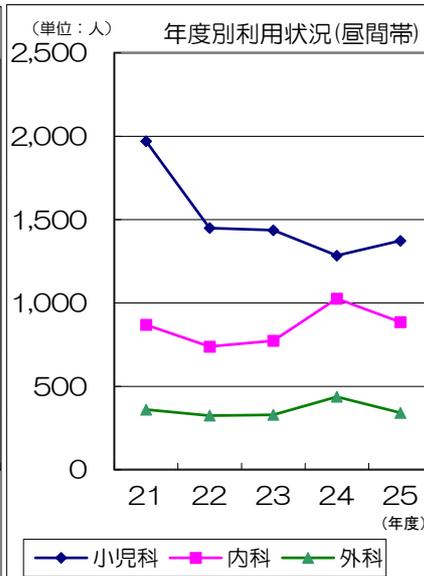
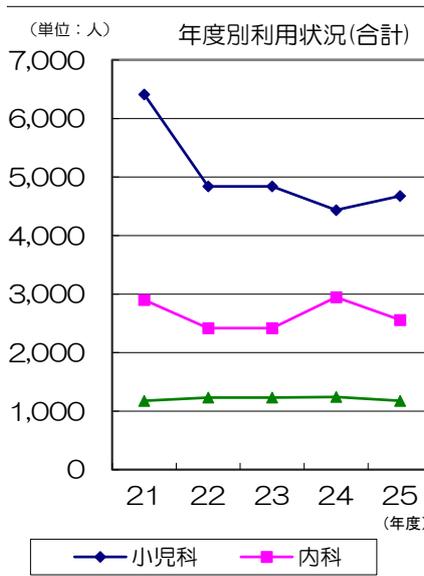
■青森市急病センター

開院時間	平日	19:00 ~ 23:00
	日曜・祝日・12/31～1/3	12:00 ~ 18:00、19:00 ~ 23:00
診療科目	※通常期 ・内科 ・小児科 ・外科 ・12:00～18:00: 内科系1名、外科系1名 ・19:00～23:00: 内科系1名、外科系1名、小児科医1名 ※ゴールデンウィーク及び年末年始等 ・12:00～18:00: 内科系1名、外科系1名、小児科医1名 ・19:00～23:00: 内科系1名、外科系1名	
診療内容	・応急治療とし、往診・手術・精密検査等を行わない。 ・重症患者は設備の整った病院に移送する。	
1日の診療体制	・医師 3名 (市医師会から派遣) ・薬剤師 1名 (ゴールデンウィーク及び年末年始の昼間については2名) ・看護師 (嘱託員) 2名 (職員数5名) ・事務員 (嘱託員) 2名 (職員数5名)	

○ 平成25年度青森市急病センターの利用状況

①年度別利用状況

年度	区分	小児科(人)		内科(人)		外科(人)		計(人)		科目別構成比(%)		
		受診者	1日平均	受診者	1日平均	受診者	1日平均	受診者	1日平均	小児科	内科	外科
21	昼間帯	1,970	28.1	869	12.4	360	5.1	3,199	45.7	61.6	27.2	11.3
	夜間帯	4,441	12.2	2,032	5.6	816	2.2	7,289	20.0	60.9	27.9	11.2
	計	6,411	17.6	2,901	7.9	1,176	3.2	10,488	28.7	61.1	27.7	11.2
22	昼間帯	1,449	20.7	738	10.5	324	4.6	2,511	35.9	57.7	29.4	12.9
	夜間帯	3,478	9.5	1,651	4.5	742	2.0	5,871	16.1	59.2	28.1	12.6
	計	4,927	13.5	2,389	6.5	1,066	2.9	8,382	23.0	58.8	28.5	12.7
23	昼間帯	1,436	20.8	773	11.2	329	4.8	2,538	36.8	56.6	30.5	13.0
	夜間帯	3,403	9.3	1,645	4.5	902	2.5	5,950	16.3	57.2	27.6	15.2
	計	4,839	13.2	2,418	6.6	1,231	3.4	8,488	23.2	57.0	28.5	14.5
24	昼間帯	1,284	17.4	1,026	14.1	437	5.9	2,747	38.7	46.7	37.3	15.9
	夜間帯	3,150	8.5	1,921	5.2	806	3.3	5,877	16.1	53.6	32.7	13.7
	計	4,434	12.1	2,947	8.1	1,243	3.4	8,624	23.6	51.4	34.2	14.4
25	昼間帯	1,373	19.6	885	12.6	341	4.9	2,599	37.1	52.8	34.1	13.1
	夜間帯	3,302	9.0	1,673	4.6	834	2.3	5,809	15.9	56.8	28.8	14.4
	計	4,675	12.8	2,558	7.0	1,175	3.2	8,408	23.0	55.6	30.4	14.0
H24 年度比		241 人		▲ 389 人		▲ 68 人		▲ 216 人				
		5.4 %		▲13.2 %		▲5.5 %		▲2.5 %		4.2%	▲3.8%	▲0.4%



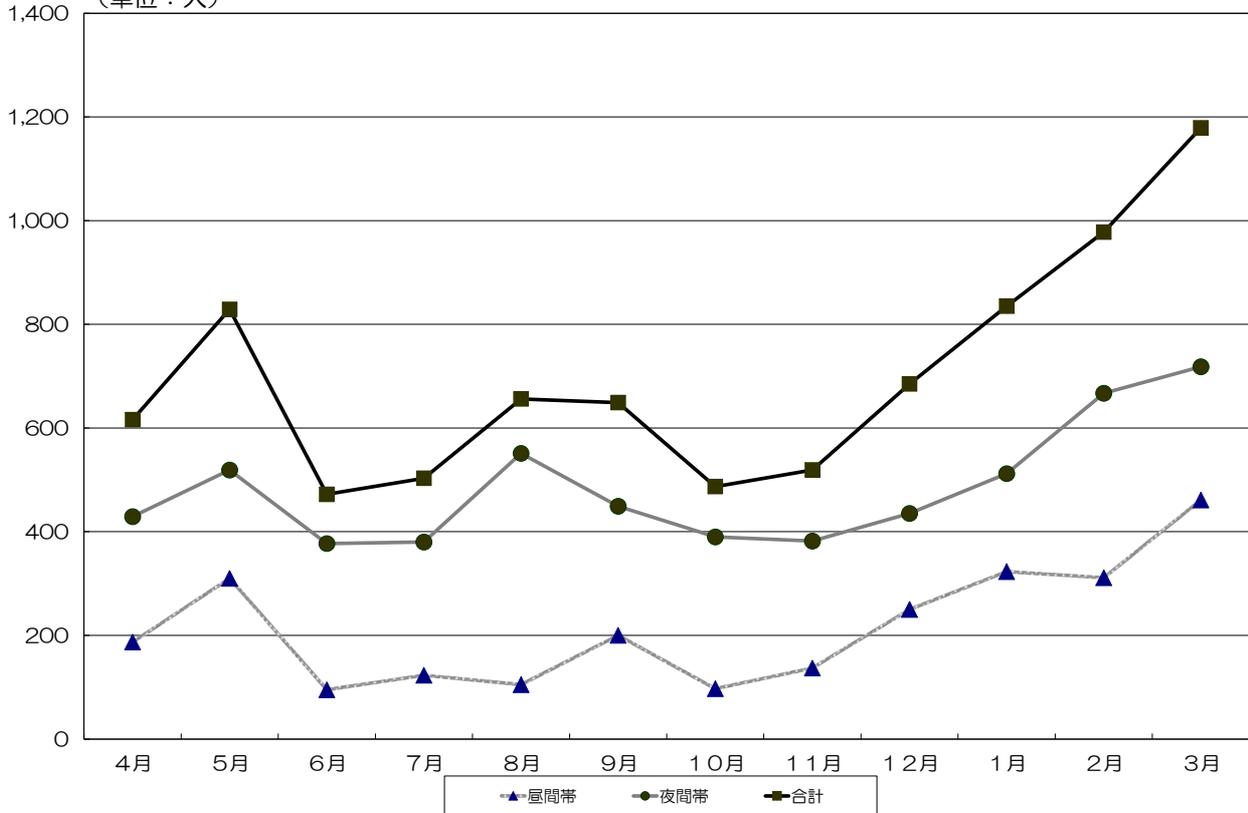
※昼間帯は12:00~18:00、夜間帯は19:00~23:00の利用者数

②平成25年度月別利用状況

(単位：人)

科 月	小児科					内科					外科					合計				
	昼間帯	夜間帯	計	H24実績	対H24増減率(%)	昼間帯	夜間帯	計	H24実績	対H24増減率(%)	昼間帯	夜間帯	計	H24実績	対H24増減率(%)	昼間帯	夜間帯	計	H24実績	対H24増減率(%)
4	113	245	358	498	-28.1%	56	141	197	268	-26.5%	18	43	61	100	-39.0%	187	429	616	866	-28.9%
5	177	274	451	430	4.9%	97	172	269	260	3.5%	36	73	109	117	-6.8%	310	519	829	807	2.7%
6	27	189	216	296	-27.0%	37	98	135	124	8.9%	31	90	121	97	24.7%	95	377	472	517	-8.7%
7	53	196	249	295	-15.6%	33	101	134	135	-0.7%	37	83	120	122	-1.6%	123	380	503	552	-8.9%
8	46	288	334	336	-0.6%	28	131	159	169	-5.9%	31	132	163	129	26.4%	105	551	656	634	3.5%
9	97	267	364	343	6.1%	64	115	179	181	-1.1%	39	67	106	133	-20.3%	200	449	649	657	-1.2%
10	45	203	248	291	-14.8%	34	107	141	156	-9.6%	18	80	98	112	-12.5%	97	390	487	559	-12.9%
11	70	245	315	353	-10.8%	49	78	127	156	-18.6%	18	59	77	90	-14.4%	137	382	519	599	-13.4%
12	121	258	379	497	-23.7%	87	116	203	393	-48.3%	42	61	103	94	9.6%	250	435	685	984	-30.4%
1	141	272	413	386	7.0%	146	183	329	513	-35.9%	36	57	93	106	-12.3%	323	512	835	1,005	-16.9%
2	173	412	585	382	53.1%	114	209	323	320	0.9%	24	46	70	68	2.9%	311	667	978	770	27.0%
3	310	453	763	327	133.3%	140	222	362	272	33.1%	11	43	54	75	-28.0%	461	718	1,179	674	74.9%
合計	1,373	3,302	4,675	4,434	5.4%	885	1,673	2,558	2,947	-13.2%	341	834	1,175	1,243	-5.5%	2,599	5,809	8,408	8,624	-2.5%
月平均	114.4	275.2	389.6	369.5	5.4%	73.8	139.4	213.2	245.6	-13.2%	28.4	69.5	97.9	103.6	-5.5%	216.6	484.1	700.7	718.7	-2.5%

(単位：人)



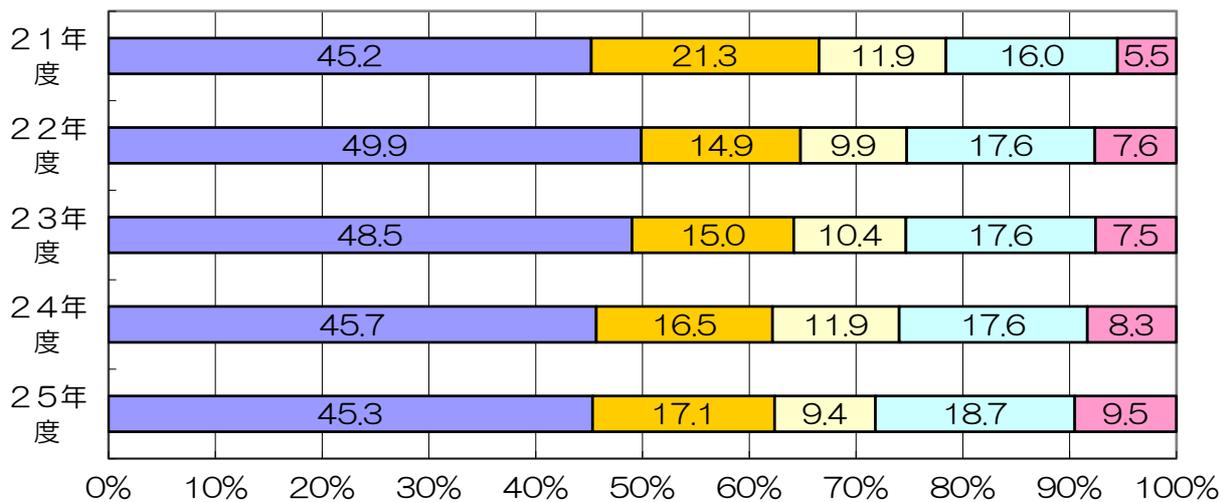
③年度別移送患者状況

(単位：人)

移送先 年度	県立中央 病院 (輪番制)	市民病院 (輪番制)	近藤病院 (輪番制)	あおもり 協立病院 (輪番制)	その他の 病・医院	合 計
21	139	57	7	9	0	212
22	126	50	3	2	0	181
23	128	58	1	7	1	195
24	121	58	3	5	1	188
25	117	57	0	7	1	182

④年齢別利用状況

年齢 年度	0～6歳		7～15歳		16～30歳		31～60歳		61歳以上		合 計
	受診者 (人)	比率 (%)									
21	4,741	45.2	2,238	21.3	1,247	11.9	1,682	16.0	580	5.5	10,488
22	4,182	49.9	1,250	14.9	833	9.9	1,477	17.6	640	7.6	8,382
23	4,119	48.5	1,353	15.0	882	10.4	1,492	17.6	642	7.5	8,488
24	3,939	45.7	1,423	16.5	1,023	11.9	1,520	17.6	719	8.3	8,624
25	3,811	45.3	1,434	17.1	793	9.4	1,570	18.7	800	9.5	8,408



■0～6歳 ■7～15歳 ■16～30歳 ■31～60歳 ■61歳以上

⑤医療保険別利用状況

(単位：人)

年度	保険	社 保		国 保			生 保	後期 高齢者	自 費	計
		本 人	家 族	一 般	退 職					
					本 人	退 職				
21		1,559 (14.9%)	6,609 (63.0%)	1,881 (17.9%)	17 (0.2%)	8 (0.1%)	133 (1.3%)	222 (2.1%)	59 (0.5%)	10,488
	計	8,168 (77.9%)		1,906 (18.2%)						
22		1,388 (16.6%)	5,083 (60.6%)	1,499 (17.9%)	13 (0.1%)	8 (0.1%)	99 (1.2%)	238 (2.8%)	54 (0.6%)	8,382
	計	6,471 (77.2%)		1,520 (18.2%)						
23		1,373 (16.2%)	5,062 (59.6%)	1,546 (18.2%)	35 (0.4%)	15 (0.2%)	132 (1.6%)	253 (3.0%)	72 (0.8%)	8,488
	計	6,435 (75.8%)		1,596 (18.8%)						
24		1,616 (18.7%)	4,925 (57.1%)	1,502 (17.4%)	44 (0.5%)	15 (0.2%)	153 (1.8%)	318 (3.7%)	51 (0.6%)	8,624
	計	6,435 (75.8%)		1,596 (18.8%)						
25		1,439 (17.1%)	5,007 (59.6%)	1,422 (16.9%)	22 (0.2%)	12 (0.1%)	137 (1.6%)	332 (3.9%)	37 (0.4%)	8,408
	計	6,446 (76.7%)		1,456 (17.3%)						

() は構成比

⑥傷病別利用状況

(単位：人)

年度	傷病	呼 吸	(再掲) う ろ ち い 患 ン フ ・ ル 工 疑 ン ザ 者	消 化	心・血管循環器系疾患	脳及び脳血管疾患	精神神経に関する疾患	外科に関する疾患	皮膚科に関する疾患	泌尿器系疾患	眼科に関する疾患	耳鼻科に関する疾患	産婦人科に関する疾患	伝染性疾患	その他の	計
		器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患	器系疾患
21		6,592 (62.8%)	1,872 (17.8%)	1,634 (15.6%)	144 (1.4%)	8 (0.1%)	58 (0.6%)	735 (7.0%)	854 (8.1%)	113 (1.1%)	75 (0.7%)	242 (2.3%)	0 (0.0%)	33 (0.3%)	0 (0.0%)	10,488
22		4,313 (51.4%)	642 (7.6%)	1,957 (23.1%)	170 (2.0%)	6 (0.1%)	50 (0.6%)	677 (8.0%)	749 (8.8%)	113 (1.3%)	63 (0.7%)	268 (3.2%)	3 (0.0%)	13 (0.2%)	0 (0.0%)	8,382
23		4,671 (54.2%)	777 (9.0%)	1,552 (18.2%)	181 (2.1%)	12 (0.1%)	74 (0.9%)	781 (9.1%)	793 (9.2%)	109 (1.3%)	56 (0.7%)	224 (2.6%)	1 (0.1%)	34 (0.4%)	0 (0.0%)	8,488
24		4,098 (47.5%)	571 (6.6%)	2,259 (26.2%)	163 (1.9%)	10 (0.1%)	90 (1.0%)	709 (8.2%)	858 (10.0%)	94 (1.1%)	75 (0.9%)	247 (2.9%)	0 (0.0%)	21 (0.2%)	0 (0.0%)	8,624
25		4,495 (53.5%)	769 (9.2%)	1,756 (20.9%)	164 (2.0%)	7 (0.1%)	95 (1.1%)	699 (8.3%)	802 (9.5%)	107 (1.3%)	61 (0.7%)	209 (2.5%)	3 (0.0%)	10 (0.1%)	0 (0.0%)	8,408

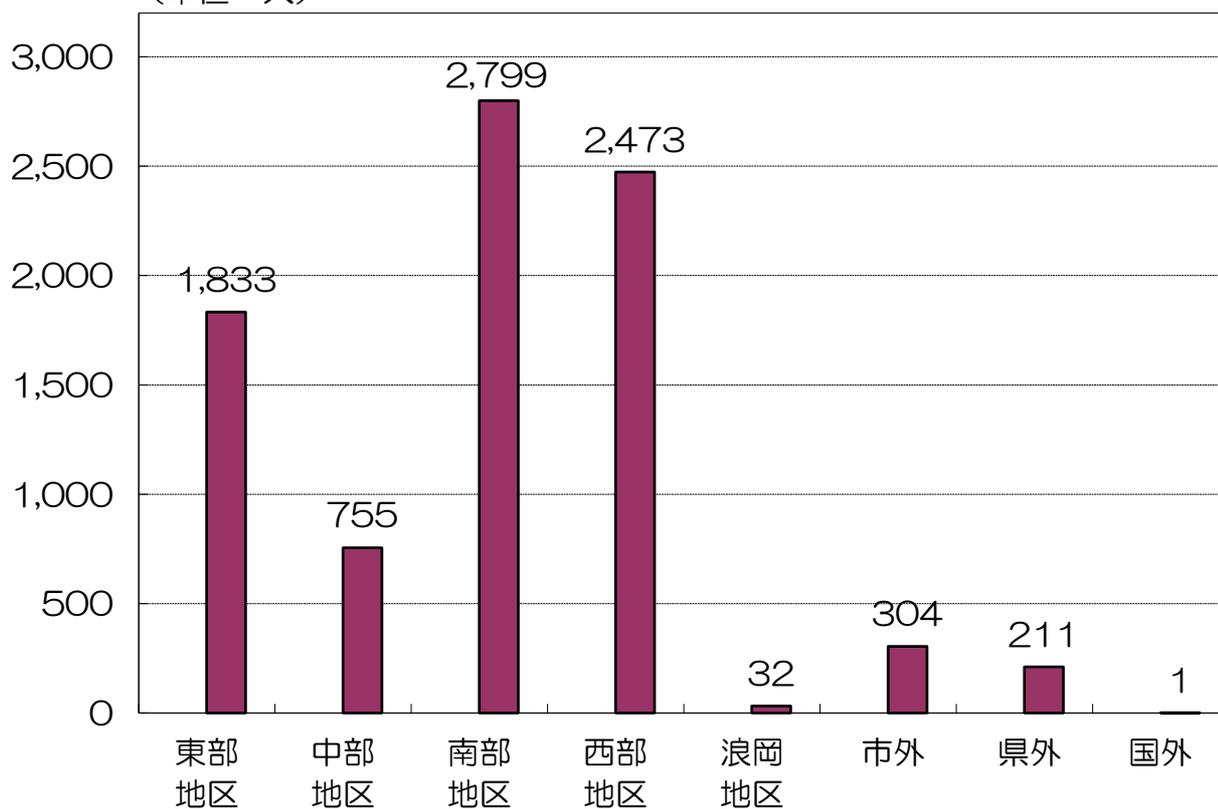
() は構成比

⑦地区別利用状況

(単位：人)

地区 年度	東部 地区	中部 地区	南部 地区	西部 地区	浪岡 地区	市外	県外	国外	合計
21	2,274	964	3,468	3,117	25	372	264	4	10,488
22	1,747	821	2,763	2,443	44	302	258	4	8,382
23	1,811	765	2,780	2,491	32	332	276	1	8,488
24	1,777	814	2,848	2,578	32	329	246	0	8,624
25	1,833	755	2,799	2,473	32	304	211	1	8,408

(単位：人)



⑧救急・非救急患者別利用状況

(単位：人)

年度	月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計	比率 (%)	
	区分																
21	救急患者		433	577	294	382	329	533	783	1,217	769	611	341	310	6,579	62.7	
	非救急患者		213	400	241	198	320	287	426	683	492	264	177	208	3,909	37.3	
	計		646	977	535	580	649	820	1,209	1,900	1,261	875	518	518	10,488	100.0	
22	救急患者		392	634	340	415	398	360	336	316	484	706	436	621	5,438	64.9	
	非救急患者		241	286	222	177	218	222	210	204	286	269	255	354	2,944	35.1	
	計		633	920	562	592	616	582	546	520	770	975	691	975	8,382	100.0	
23	救急患者	小児科	328	198	217	221	241	212	228	168	255	245	420	247	2,980	62.1	
		内科	152	141	90	103	115	98	135	94	150	165	233	139	1,615		
		外科	52	59	53	88	90	65	65	54	48	46	21	34	675		
		計	532	398	360	412	446	375	428	316	453	456	674	420	5,270		
	非救急患者	小児科	143	242	131	127	132	159	102	118	154	200	190	161	1,859	37.9	
		内科	44	59	58	46	48	71	41	68	79	90	104	95	803		
		外科	21	49	43	72	67	59	45	48	45	44	30	33	556		
		計	208	350	232	245	247	289	188	234	278	334	324	289	3,218		
	患者数合計			740	748	592	657	693	664	616	550	731	790	998	709	8,488	100.0
	24	救急患者	小児科	206	262	176	150	212	230	204	191	339	237	232	208	2,647	63.8
内科			145	184	82	79	120	123	83	100	311	343	225	209	2,004		
外科			69	88	52	79	77	93	80	64	73	72	54	54	855		
計			420	534	310	308	409	446	367	355	723	652	511	471	5,506		
非救急患者		小児科	250	153	121	145	124	115	89	162	162	149	149	119	1,738	36.2	
		内科	133	82	43	56	49	56	71	56	80	170	96	63	955		
		外科	63	38	43	43	52	40	32	26	19	34	14	21	425		
		計	446	273	207	244	225	211	192	244	261	353	259	203	3,118		
患者数合計			866	807	517	552	634	657	559	599	984	1,005	770	674	8,624	100.0	
25	救急患者	小児科	273	320	135	121	211	242	160	193	231	266	334	392	2,878	64.6	
		内科	142	185	102	77	124	103	94	68	135	238	234	267	1,769		
		外科	43	75	74	72	101	72	68	59	74	68	44	35	785		
		計	458	580	311	270	436	417	322	320	440	572	612	694	5,432		
	非救急患者	小児科	84	131	81	130	124	122	87	122	151	147	259	371	1,809	35.4	
		内科	55	84	35	56	38	76	48	59	66	91	84	95	787		
		外科	19	34	45	47	58	34	30	18	28	25	23	19	380		
		計	158	249	161	233	220	232	165	199	245	263	366	485	2,976		
患者数合計			616	829	472	503	656	649	487	519	685	835	978	1,179	8,408	100.0	

○ 平成25年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出決算

(歳入)

科 目		前年度決算額	本年度決算額	増 減	備 考
使用料	急病センター使用料	64,579,313	75,949,382	11,370,069	診療報酬・一部負担金
手数料	諸証明手数料	36,150	9,150	▲ 27,000	診断書料ほか
諸収入	各種診療給付証明書 作成手数料等	290,385	101,489	▲ 188,896	子ども診療給付証明書作成手数料ほか
合 計		64,905,848	76,060,021	11,154,173	

(歳出)

科 目		前年度決算額	本年度決算額	増 減	備 考
O1報酬		16,283,913	16,251,267	▲ 32,646	急病センター嘱託員報酬、 運営審議会委員報酬
O4共済費		2,247,511	2,245,670	▲ 1,841	急病センター嘱託員社会保険料等
O8報償費		1,677,042	1,623,269	▲ 53,773	急病センター嘱託員報酬一時金、 急病センター管理者謝礼
11需用費	1 消耗品費	5,300,449	6,221,722	921,273	医薬品等
	4 食糧費	28,560	7,524	▲ 21,036	医師等用お茶代
	7 一般修繕料	5,254	0	▲ 5,254	医療器具修繕料
	8 光熱水費	299,754	276,535	▲ 23,219	電気代ほか
	小 計	5,634,017	6,505,781	871,764	
12役務費	1 通信運搬費	81,135	79,575	▲ 1,560	オンライン請求用Bフレッツ利用料等
	3 広告料	0	86,625	86,625	医事新報求人広告掲載
	4 手数料	325,685	324,761	▲ 924	白衣クリーニング代等
	6 保険料	100,220	100,220	0	医師賠償保険料
	小 計	507,040	591,181	84,141	
13委託料		80,617,750	82,050,835	1,433,085	急病センター診療業務委託、 薬剤師業務委託等
14使用料及び 賃借料		4,620,150	4,593,662	▲ 26,488	車両借上料等
18備品購入費		0	85,000	85,000	急病センターエアコン設置
合 計		111,587,423	113,946,665	2,359,242	

※平成25年度決算額

歳入（76,060,021円）－歳出（113,946,665円）＝▲37,886,644円（一般財源）

○ 平成26年度青森市急病センター運営等に係る歳入・歳出予算

(歳入)

科 目		前年度当初額	本年度当初額	増 減	備 考
		円	円	円	
使用料	急病センター使用料	77,925,000	78,230,000	305,000	診療報酬・一部負担金
手数料	諸証明手数料	1,000	1,000	0	診断書料ほか
諸収入	各種診療給付証明書作成手数料等	284,000	34,000	▲ 250,000	ひとり親家庭等診療給付証明書作成手数料ほか
合 計		78,210,000	78,265,000	55,000	

(歳出)

科 目		前年度当初額	本年度当初額	増 減	備 考
		円	円	円	
01報酬		18,341,000	18,386,000	45,000	運営審議会委員報酬、急病センター嘱託員報酬
04共済費		2,423,000	2,915,000	492,000	急病センター嘱託員社会保険料等
08報償費		1,713,000	1,687,000	▲ 26,000	急病センター管理者謝礼、急病センター嘱託員報酬一時金
11需用費	1 消耗品費	6,254,000	6,490,000	236,000	医薬品等
	4食糧費	31,000	31,000	0	医師等用お茶代
	7一般修繕料	46,000	46,000	0	医療器具修繕料
	8光熱水費	315,000	314,000	▲ 1,000	電気代ほか
	小 計	6,646,000	6,881,000	235,000	
12役務費	1 通信運搬費	83,000	83,000	0	オンライン請求用Bフレッツ利用料等
	3広告料	0	594,000	594,000	日本医事新報医師募集広告掲載料
	4手数料	381,000	401,000	20,000	白衣クリーニング代等
	6保険料	101,000	101,000	0	医師賠償保険料
	小 計	565,000	1,179,000	614,000	
13委託料		81,515,000	83,864,000	2,349,000	急病センター診療業務委託、薬剤師業務委託等
14使用料及び賃借料		4,710,000	4,755,000	45,000	車両借上料等
18備品購入費		133,000	0	▲ 133,000	エアコン購入費用(H25年度)
合 計		116,046,000	119,667,000	3,621,000	

※平成26年度予算額

歳入(78,265,000円)－歳出(119,667,000円)＝▲41,402,000円(一般財源)

○ 平成25年度運営審議会における意見等について

◆青森市急病センター小児科常勤医の導入の検討について

(意見の概要)

- ・ 募集方法は、雑誌等による公募のほか、自治体で実施しているドクターバンクに問い合わせるなどが考えられる。小児科当番医数は12名で、今後高齢化が進む。診療体制存続のために、先を見越した対応が必要だ。
- ・ 医事新報などによる広域への募集が必要と思う。また医学部など勤務医で定年した医師に募集をしてみるのも有効だと思う。

(対応)

- ・ 市の嘱託員として小児科常勤医を雇用することとし、平成26年3月より、日本医事新報への求人広告を掲載し、募集活動を行っている。

◆救急医療に関する打合せ会について

(報告)

- ・ 急病センターと第2次救急医療施設の連携強化を図るため、青森市医師会と青森市の共催により平成26年2月12日に「救急医療に関する打合せ会」を開催し、関係各医療機関が参加し、時間外診療の状況についての報告、意見交換を行い、今後も打合せ会を行っていくこととした。

◆その他

(意見の概要)

- ・ 年末年始・ゴールデンウィークの時期に、一般の医療機関が閉院していると思っ
ている患者が高次救急医療施設に集中するので、広報あおもり、チラシなどで、高次
救急医療施設に集中しないような工夫を講じてほしい。

(対応)

- ・ 広報あおもり平成25年9月15日号及び、平成26年10月15日号において
救急医療の適正利用についての特集記事を掲載した。今後も機会を捉え周知を図っ
ていく。

青森市急病センター条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定により、急病センターの設置及び管理について、必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 急病患者に対し、応急的な診療を行うため、急病センターを設置する。

(名称及び位置)

第3条 急病センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称 青森市急病センター
位 置 青森市中央一丁目22番25号

(受付時間)

第4条 青森市急病センター（以下「急病センター」という。）の受付時間は、次のとおりとする。

- (1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日、1月2日、1月3日及び12月31日 正午から午後6時まで及び午後7時から午後11時まで
- (2) 前号に掲げる日以外の日 午後7時から午後11時まで

(使用料及び手数料)

第5条 急病センターにおいて診療を受ける者は、次の使用料又は手数料を納付しなければならない。

- (1) 使用料 健康保険法（大正11年法律第70号）第76条第2項（同法第149条において準用する場合を含む。）及び高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第71条第1項の規定により厚生労働大臣が定める療養の給付に要する費用の額の算定に関する基準により算定した額
- (2) 手数料 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる額
 - イ 普通診断書一通につき 2,100円
 - ロ 特別診断書一通につき 5,250円
- (3) 前2号に定めのないもの及び前2号により難いものについては、規則で定める額
(平成18条例第38・平成20条例第24・一部改正)

(使用料等の減免)

第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料を減額し、又は免除することができる。

(運営審議会の設置)

第7条 市長の諮問に応じ、急病センターの管理運営に関する基本的事項を審議するため、青森市急病センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織及び定数)

第8条 審議会は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命した委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 病院又は診療所の代表者
- (3) 公共的団体の代表者
- (4) 市職員

2 前項の委員の定数は、16人以内とする。

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月条例第38号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

3 第2条の規定による改正後の青森市急病センター条例第5条第1号の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成20年3月条例第24号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(適用区分)

3 第2条の規定による改正後の青森市急病センター条例第5条第1号の規定は、施行日以後の診療に係る使用料について適用し、施行日前の診療に係る使用料については、なお従前の例による。

青森市急病センター条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、青森市急病センター条例（平成17年青森市条例第208号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(職員)

第2条 青森市急病センター（以下「急病センター」という。）に、職員として看護師又は准看護師及び事務員を置き、その身分は、非常勤嘱託とする。

(職員の所属)

第3条 急病センターの職員は、健康福祉部健康福祉政策課に所属するものとする。

(診療科目)

第4条 急病センターの診療科目は、次のとおりとする。

- (1) 内科
- (2) 小児科
- (3) 外科

(使用料等の減免手続)

第5条 条例第6条の規定により、使用料又は手数料の減免を受けようとする者は、青森市急病センター使用料等減免申請書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

(運営審議会)

第6条 条例第7条に規定する青森市急病センター運営審議会（以下「審議会」という。）に会長及び副会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、審議会の議事その他の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年3月規則第5号) 抄

(施行期日)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

青森市急病センター運営審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、青森市急病センター条例（平成17年青森市条例第208号）及び青森市急病センター条例施行規則（平成17年青森市規則第172号）に定めるもののほか、青森市急病センター運営審議会の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 青森市急病センター運営審議会（以下「審議会」という。）は、青森市急病センター（以下「急病センター」という。）の管理運営について次のことを審議する。

- (1) 急病センターの事業計画
- (2) 急病センターにおいて生じた業務災害及び医療事故の処理
- (3) 急病センターにおける医師に関する事項
- (4) 急病センターにおける事務改善に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(構成)

第3条 審議会の委員は、学識経験を有するもの2人、公立病院関係者3人、私立病院関係者1人、一般社団法人青森市医師会の会員5人、一般社団法人青森市薬剤師会の会員1人、公益社団法人青森県看護協会の会員1人及び市の職員3人以内をもって構成する。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に会長1人及び副会長2人を置く。

(事務局)

第5条 審議会の事務を処理するため、事務局を健康福祉部健康福祉政策課に置く。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、審議会運営に必要な事項は、審議会で定める。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成17年6月23日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成20年4月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成21年7月16日から実施する。

附 則

(実施期日)

この要綱は、平成25年8月22日から実施する。